

平成二十一年六月五日受領
答弁第四六九号

内閣衆質一七一第四六九号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問に対する答

弁書

一について

「森林資源の所有者、所有目的を包括的に管理する」ことが具体的に何を指すかは定かではないが、水源のかん養など森林の有する公益的機能の維持に関しては、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく保安林制度や民有林における開発行為に対する許可制度等が設けられており、現在のところ、これらの制度に加えて、森林の所有に関する許認可等を設ける特段の必要性は認められず、新たな立法の必要性はないものと考えている。

また、農林水産省において調査した限りでは、当該必要性について、審議会等において検討した実績はない。

二について

御指摘の法律の制定以降、地下水のくみ上げを規制する新たな立法がなされた実績については承知していない。